

逗子市通話録音装置の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行の確保、犯罪の防止及び職員への不当な圧力の排除を目的として設置する通話録音装置及び通話記録の管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により記録した音声、通信日時、通話時間及び通話当事者の電話番号をいう。
- (3) 通話録音装置等 通話録音装置及び通話記録をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置等の適正な管理及び運用を図るため、管理責任者を置くものとし、管財契約課長をもって充てる。

2 管理責任者は、管理上必要があると認める者（以下「操作担当者」という。）以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(設置等の公表)

第4条 管理責任者は、市のホームページ等に掲載することにより、通話録音装置を設置した旨及びその利用目的について公表しなければならない。

(通話記録の適正管理)

第5条 管理責任者は、通話録音装置等について、適正に管理するものとする。

2 通話記録の保存期間は、録音された日から概ね30日間とし、保存期間を経過したものの消去については、通話録音装置の上書き機能により行うものとする。

3 通話記録は、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置等の設置の目的を達成するため特に必要があると管理責任者が認めた場合は、この限りではない。

(通話記録の目的外利用及び提供の制限)

第6条 通話記録は、通話録音装置の設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者

へ提供してはならない。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定により行うときは、この限りではない。

（個人情報等の保護）

第7条 管理責任者及び操作担当者は、個人情報の保護に関する法律のほか、逗子市情報セキュリティ基本方針を遵守し、適正な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者及び操作担当者は、個人情報が含まれる通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者及び操作担当者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（苦情処理）

第8条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月15日から施行する。